

新型コロナウイルス対応

「遺児の生活と教育の緊急支援一時金」の給付に関する Q&A

Q. あしなが奨学生とは？

A. 病気、災害、自死などで親をなくした子どもと、親が重度障がい働けない子どものうち、本会が定める所得基準を満たしている学生です。**高等学校/高等専門学校/大学/短期大学/専修・各種学校/大学院のすべての学生**を含みます。

Q. 「遺児の生活と教育の緊急支援一時金（15万円）」の支給対象は？

A. 2020年4月時点ですでに「**あしなが奨学生**」になっている方と、2020年に**採用されることが決まっている「予約採用」**の方約6,500人が対象です。前年度まで休学していて、復学手続き中の方も対象となります。

Q. 将来返す必要があるのでしょうか？

A. この一時金は給付ですので、**返還不要**です。当面の学費や生活費等にお役立てください。

Q. 一時金をもらったぶん、奨学金が減ったりしませんか？

A. 奨学金の額や送金時期は変わりません。**一時金とは別途、通常通り送金**します。

Q. 家族の中に複数人の奨学生がいますが、世帯ごとになるのでしょうか？

A. 奨学生**1人につき、一律で15万円ずつ**支給します。

Q. 何か手続きは必要ですか？また、送金はどこにされますか？

A. 必要ありません。ご登録いただいている**奨学金の送金口座**にそのまま送金します。

Q. 送金時期はいつですか？

A. すでに奨学金を受けている方は、**4月中の送金**に向けて準備を進めています。日程が確定しましたら、対象の方に郵送にてお知らせいたします。なお、予約採用の方は**初回の通常奨学金送金(6/10頃)後、一時金については6月中の送金**を予定しております。

Q. あしなが育英会の奨学金をこれから申し込みたい・4月になってから（在学採用枠で）申し込む人は、対象になりますか？

A. 申し訳ありませんが、今回の支援は現在奨学生として採用されている人が対象ですので、**これから申し込む方は対象になりません**。ご了承ください。なお、在学採用は5月20日まで受け付けております。詳しくはshougaku@ashinaga.orgへお問い合わせください。

Q. 事情があり、受け取りたくない場合はどうしたらいいですか？

A. 返金手続きについて、詳細をお伝えしますので、kinkyushien@ashinaga.orgへメールにてご連絡ください。